

明治十五年（一八八二）九月十三日 職務勉勵に付為手當金拾圓給與。

この間明治十三年六月、東儀季熙、東儀季芳、林廣守らとともに海軍省の依頼により〈君が代〉の新譜作曲に努力し、芝葛鎮、中村祐庸（海軍楽長）、四元義豊（陸軍楽長）らがエッケルトを顧問として撰定委員となり、国歌制定に功績を残した。音楽取調掛には、明治二十年二月まで在職した。その後は楽部の伶人として雅楽の研究・演奏に従事した。

大正六年七月楽部を依願退職、翌七年二月十九日没。

唱歌作品（『東亞音楽論叢』一―三頁）

祝日大祭日歌 元始祭、明治二十五年頃作曲。神武天皇祭歌壹越律旋雅樂唱歌、伊澤修二編『小學唱歌集』二卷、二十五年出版所載。須磨明石平調律旋雅樂唱歌、同三卷、二十六年出版。〈大和撫子〉取調掛編纂『小學唱歌集』初編、十四年出版、メーソン賞賛の唱歌でアメリカの雑誌に登載された。〈五常の歌〉同。〈鏡なす〉同。〈繼命〉本居宣長作詞、三十年。〈秋の夕〉作歌不詳、三十年。〈護國の音楽〉芝・永井建子共作、二十七年。〈鳥の歌〉大和田建樹作詞『明治唱歌』第一集、二十一年。〈若竹若松〉大和田けい子作詞、同。山里（「いさり火」より）同第四集、二十二年。〈古きあと〉大和田建樹作詞、同。〈國の姿〉物集高見作歌詞『唱歌萃錦』第一、二十二年。五月二十八日（地久節の歌）『國民唱歌』二十四年七月。〈皇御國〉『大東軍歌』その他。

上眞行（うえさねみち） 東京府士族

嘉永四年（一八五二）七月二日山城國愛宕郡塔之段北横町に於て生。

文久元年（一八六一）より慶應四年（一八六八）まで樂道練磨の暇を以て

平瀬元淳江馬天江橋本眞齊等に就き漢字詩文を講究す。

慶應四年（一八六八）一月四日内侍所勤番被仰付。同月二十八日太政官代勤番被仰付。

勤番被仰付。

明治二年（一八六九）二月十七日太政官代勤番被免。同日太政官代勤番褒

美として金円下賜。

同三年（一八七〇）十二月二十七日伶員申し付けられる。

同四年（一八七一）十一月二十七日任少伶人。

同七年（一八七四）十二月十四日東上申し付けられる。一月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。

同八年（一八七五）四月八日任權中伶人。

同九年（一八七六）二月二日記録課出仕被命。三月十九日記録課出仕依願被免。

同十年（一八七七）十月三十一日式部寮中大伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任三等伶人。

同十一年（一八七八）七月二日佛國博覽会出品樂器整理方一層勉勵に付金円下賜。八月二十九日一等伶人以下被廢更に三等伶人以下被置。同日任三等伶人。

同十四年（一八八一）二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる。オーケストラ、内外の音律研究、和声の研究、唱歌の選曲。同日音楽取調掛勤務申し付けられる手當として一ヶ月金拾圓給與。

同十五年（一八八二）二月二十五日除服出仕。九月十三日職務勉勵に付為手當金七円給與。

同十六年（一八八三）三月十九日自今一ヶ月金拾五円給與。

同十七年（一八八四）九月二十日教員申し付けられる。唱歌ピアノの授業を担当。十月二十九日樂道保護の為め毎年金八拾五円下賜。十一月十四日任雅樂師。同日十二等相當年俸金貳百四拾円支給。十二月二十六日文部省御用掛兼勤申し付けられる、但手當として一ヶ月金拾五円給與。同日音楽取調掛勤務申し付けられる。

同十九年（一八八六）一月二十一日文部省御用掛兼勤差免。同日音楽取調掛教授方嘱託月手當拾五円交付。三月九日兼高等女學校教授方嘱託。三月十八日第二回中學校師範學校教員免許學力試験委員を命ぜられる。五月三十一日第二回中學校師範學校教員學力試験委員命に付府為其報酬花生一個贈與。

同二十年（一八八七）三月二十二日神武天皇御例祭に付參向申し付けられる。三月二十四日明治二十年尋常師範學校中學校高等女學校教員學力試

験委員を命ぜられる。七月十三日明治二十年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員中勉勵に付硯筐一個贈與。十二月十六日自今一ヶ月金貳拾圓給與。同年明治二十一年の尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員を命ぜられる。

同二十一年（一八八八）本年第三回小學教員授業生學力檢定試験委員を嘱託される。五月十五日任樂師兼伶人下級俸給與。同年本年第四回小學教員授業生學力檢定試験委員を嘱託される。

同二十二年（一八八九）四月十日兼任東京音樂學校教諭。同日叙奏任官六等。同日年俸金貳百圓下賜。

同二十三年（一八九〇）三月二十五日中等唱歌集校正嘱託に付為手當金五拾圓給與。四月五日元東京高等女學校教授方嘱託を解かれる。同日元東京高等女學校教授方嘱託に付為手當金拾貳圓給與。十月十五日兼任東京音樂學校教授叙奏任官六等。同日年俸金貳百圓下賜。

同二十四年（一八九一）三月二十六日神武天皇御例祭參向を命ぜられる。九月十一日明治二十四年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員を命ぜられる。十月二十日年俸金貳百四拾圓下賜。同日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。十二月十七日七級俸三分の一下賜。十二月二十六日叙從七位。

同二十五年（一八九二）三月三十一日日本の嘱託に依り時々教科用圖書の検査に従事相成に付報酬として花瓶一個贈與。四月三十日二十四年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員擔当相成候報酬として重葺函一個贈與。四月二十八日一月一日孝明天皇祭神武天皇祭天長節勅語奉答唱歌用樂譜製作を嘱託される。祝日大祭用歌詞及樂譜審査委員長。十二月十九日明治二十六年の尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員命をぜられる。

同二十六年（一八九三）三月三十一日職務格別勉勵に付為其賞金百拾圓下賜。五月十六日大臣官房圖書課兼勤を命ぜられる。五月二十四日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員を免ぜられる。七月七日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員擔当中勉勵ノ廉を以て大臣より謝状ヲ贈與せらる。同日祝日大

祭日唱歌用樂譜當撰に付報酬として金拾圓贈與。七月十四日職務格別勉勵に付為其賞金百五拾圓下賜。七月十五日先般尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試験委員擔当勉勵の廉を以て大臣より謝状を贈らる。八月二十八日教科書圖書檢定上格別勉勵に付為其賞金五拾圓下賜。

九月十一日兼任高等師範學校附屬音樂學校教授。叙高等官七等。十一月九日職務格別勉勵に付為其賞金七拾五圓下賜。

同二十七年（一八九四）二月二十六日依願免兼高等師範學校附屬音樂學校教授。三月六日日本校附屬音樂學校の教務を嘱託される。三月二十四日音樂に関する教科書調査方を嘱託される。同日第七回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。三月三十一日教務嘱託為手當金八拾五圓贈與。同日自今教務嘱託為手當一ヶ年金三百六拾圓贈與。

同二十八年（一八九五）二月十四日自今報酬一ヶ年金四百貳拾圓給與。三月二十八日第八回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試験委員を嘱託される。

同二十九年（一八九六）三月二十五日第九回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。

同三十年（一八九七）三月二十九日第十回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。九月十六日尋常中學校教科細目調査委員を嘱託される。十二月二十日任雅樂師給准四等下級俸。

同三十一年（一八九八）一月二十八日第十一回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。三月四日兼任樂師准四等。六月二十八日叙勲八等授瑞寶章。五月十二日修学旅行として女生徒を監督し埼玉縣下大宮へ出張を嘱託される。七月三十日自今報酬として一ヶ年金五百圓贈與。十月十八日師範學校尋常中學校教員講習會講師擔當報酬として金七拾圓贈與。

同三十二年（一八九九）二月八日尋常中學校教科書唱歌選定委員を嘱託される。三月第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。七月七日第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定委員擔當の慰勞として金二十圓贈與。十月十三日第十三回師範學校中學校高等女學校

教員檢定委員を囑託される。十二月十四日樂音に関する教科書調査囑託の手当として金三十拾円支給。十二月教科書調査囑託の手当として金拾円贈與。

同三十三年(一九〇〇)二月三日自今報酬として一ケ年金六百圓贈與。二月二十一日依願第十三回師範學校中學校高等女學校教員檢定試驗委員を解かれる。

同三十四年(一九〇一)七月十日名古屋大阪京都及奈良の四市へ出張を囑託される。九月本月十六日限り当分の内報酬贈與せず。十二月十一日准三等給下級俸。十二月二十三日教科書調査囑託の手当として金百圓贈與。

同三十九年(一九〇六)三月三十一日依願解囑託。
大正三年(一九一四)一月八日本校講師を囑託される。

その後昭和四年十月まで講師としてつとめた。東京音樂學校はもとより、わが国の音樂教育に尽力した。

昭和十二年(一九三七)二月二十八日没。

初期の唱歌作品(『東亞音樂論叢』一一五頁)

祝日大祭歌 一月一日、二十五年頃。天長節(上・大和田建樹編『明治唱歌』第一、二十一年)。帝國議會開院之頌、二十三年十二月六日演奏。『國民』中村秋香作詞、二十五年。『月の大小の歌』故里見義(取調掛歌人)作詞、二十五年。『御結婚滿二十五年御祝儀の歌』黒川眞頼作詞、東京音樂學校用、二十七年。『開校式』中村秋香作詞、二十七年。『義勇奉公』(軍歌)中村秋香作詞、二十七年八月。『學の力』大和田建樹作詞、二十一年。『筋骨』鳥山啓作詞、二十七年八月。幸田令嬢の官命をうけて海外留學せらるるを送る歌、二十二年。『國之光』三十七年。『鐵道唱歌』上・多梅雅共作、三十三年。『日露戰爭國民唱歌』上・小山作之助共作、三十七年。『軍神廣瀬中佐』三十七年。『遊歩の庭』大和田建樹作詞、『明治唱歌』第一集、二十一年。『日本男子』同、同。『競漕の歌』上作詞、同。『あすは千里』大和田作詞、同第二集、二十二年。『自然の友』同、同。『朝ぼらけ』同、同第四集、二十二年。『父の墓』同、同第五集、二十三年。『山陵』同、同。『亞細亞の海』同、同第六集、二十五年。『わが教師』同、同。『三育』西山實

和作詞、『唱歌萃錦』第一、二十二年。『大皇國』湯本武比古作詞、『國教唱歌集』三十年。『國の徳』小中村清矩作詞、『新編中學唱歌』二十五年。『燕』同、同。『打てや懲せや清國を』横井忠臣作詞、二十七年。『招魂社』小中村清矩作詞、二十七年。『琴』林豊臣作詞、三十一年。『おむがく』に発表、複音譜。『勸學の歌』高崎正風作詞、『唱歌萃錦』第二、二十三年九月。『暮春』税所敦子作詞、『日本唱歌集』三十九年九月。『皇國の光』中村秋香作詞、『國民唱歌』小山作之助編、二十四年七月。『稻村が崎』鳥居忱作詞、同。『福島中佐歡迎歌』佐藤誠實作詞、二十六年六月。『音樂雜誌』。『義勇奉公』中村秋香作詞、二十七年九月。『音樂雜誌』。『皇太后陛下の崩御を悼み奉る歌』黒川眞頼作詞、三十年。『橋本左内』河津直入作詞、『若越郷土唱歌』。同聲合唱曲、花下懷友(鳥居)、落花、旅の道、秋の暮(以上大和田)、春風(佐々木)、以上『女子日新唱歌』三十九年、大和田建樹編。

上眞行の音樂談義(インタビュー記事、『音樂雜誌』第二十七号、明治二十五年十二月)

音樂上に關する上眞行君の談話

樂道粹士

一片の名刺少女の手に渡るや、暫時にして一室に伴はれぬ、室は樂書を以て充たされ、亦樂器を備ふ、問はずして音樂家たるを知る、正面にありて應接する人は、是なん主人公上眞行氏なり、氏は音樂校創設以來の教授職に在りて、理論技術共に秀ひてぬる名士、其整然たる体度と、温乎たる風采とは、一見人をして師父に接せしむるの思ひあらしむ、先つ一通の挨拶終りて、談學友會演奏會に移り、話頭一轉直に

我國音樂唱歌問題

に入る、今日の音樂唱歌の有様を見るに、本邦在來の音樂より、其

普及の度も感情も宵壤の差あり、加之多數の本邦人は、泰西の音楽唱歌を嫌忌するものゝ如し、左れば之に對する音楽家の覺悟及探るへき將來の方針は、如何なるべきやの間に對し、主人公口を開きて曰く、然り、泰西音楽の東洋音楽に優れるは、識者が許す處の事實にして、別段蝶々を要せずと雖も、本邦音楽の如きは、三韓、吳、隋、唐の古樂、明、清樂、各種、の俗樂等あるが上に、泰西樂の傳來せるなれば、其駁雜なること、萬屋の如く、掃溜の如く、其嗜好も千差萬別なれば、完全統一の域に達し得ざるも偶然にあらざるなり、殊に方今の唱歌に至ては、本邦人作曲術の未だ進歩せざるにより、多くは泰西の曲譜を採りて之に附するに、本邦の歌詞を以てしたるものなれば、詞、曲、一致の點に於ては、往々妥當を欠けるものなきにしもあらず、是れ亦泰西音楽の完備整然たるに拘はらず、會々本邦人の耳に嫌忌せらるゝ一因ならんか、唱歌集中にも螢の光、玉の宮居、五日の風數曲の如きは、喝采を得つゝあり、素と是れ等は蘇蘭格スコットランドの旋律にして、音律も音階も歐州古代的の者、所謂支那、日本と大同なるものなれば、歌詞の適合して、本邦人の感情嗜好に合するの致す所ならん、されば舶來の音楽此儘に應用せんとする時は、音楽の眞の教育ある部分を除く外、一般本邦人の心裡に適し、遍く普及するの結果を見るは、甚だ困難なることゝ信す、然れ共如何なる方針方法によりて、本邦人に適せしむる融化法を考ふべきやに對しては、曠大遼遠の問題なるを以て、余輩等の窺へ知る所にあらず共、兎に角古來より我國音楽の變遷を考へ、少しく將來の方針を述べんとす、遠く

本邦音楽の變遷

を尋ぬるに、遼遠にして發端測知すべからず、唯本邦樂第一革命所謂支那樂傳來以前の音楽は、笛、和琴、の類と單純なる唱歌とありしのみ、其音律の不完全なる固より言を要せざるべく、此時に當り隋唐の發達したる音楽は、樂師と共に渡來したりと雖も、此音楽は却て大和民族の優待を受けずして、彼等の感情には不可思議に聞へたりしなり、彼等は元來單純なる音楽にのみ涵養せられたれば、高尚にして複雑なる音楽は五月蠅感ぜしも、無理ならざるなり、此冷淡なる境遇時代に當り、彼の文明の神性を帶べる聖德太子、嚴肅なる法律を規定して、新音楽を研究せしむる事に獎勵せしと雖も、如何せん感情嗜好の無形的行爲は、流石壓制の法も抑へるに由なく、殘酷にも外國樂は不充分なる本邦樂の爲に、頭を上ぐる能はざりしが、慧眼敏捷なる太子、早くも之を覺り、之を普及し隆盛ならしめんには、人心の感所を抑へて之に代らしむるに如かずと、遂に万古未曾有の法律を發布したり、曰く

外國傳來の音楽を爲すものは、課税を免ずべし。

と、此妙なる法令と共に、新音楽は其歩を進め、稍一般に普及したりと雖も、こは是れ支那從來の國狀其儘を移したるものなれば、感情嗜好に伴はざるため、思はしくあらざりしなり、有司之を憂へ、音楽専門の遣唐留學生を派し、彼國音楽の奥を究めしむ、而して彼等留學生の歸朝するや、大に其組織を變じて、從來の新音楽を一變し、専ら本邦人の人情嗜好に合せん事を務め、遂に今日の雅樂を大成したる者なり、是れ余輩が討究を下したるの事實、歴史上の証説なり、そも此れが討究を下すに至りたるは、實に一昨年奈良漫遊の際、彼の有名なる正倉院に於て、奈良朝の樂器を拜觀したる時にあ

り、則ち其樂器の種類は左の如し、

正 倉 院 御 樂 器				
樂器種類	絃 面	管 類	鼓 類	面 類
同名同形	琵琶數類	笙小		
同名異形	和琴一 琵琶五絃一 七絃一	笛數ケ 笙大中、數ケ 大箏、箏		
異名異形	新羅琴其他 阮咸二 篋篋一	簫 尺八 數管	腰鼓數ケ 方磬九枚	伎樂面 百數十ケ
				二
				五
				八

是に由て觀れば、奈良朝以前即ち革命前までは、幾多の樂器より組織したる半成和聲的の者に疑ひなく、所謂今日雅樂に用ゐる者と、同名同形なる者は二、同名にして異形なる者は五、而して全くなきものは八種あり、此等を以て考ふれば、今日の樂器は奈良朝時代樂器の一部則ち最小なる者を探り、之に改良を加へたるものゝ如く、他は皆煩はしきか爲に、放棄したるに似たり。

吁々彼等遣唐留學生の大偉人が、大英斷と大卓見とを以て、本邦人の嗜好感情に伴ふ新音樂を組織し、從來の神樂の如きは、之を敬して祭祀の一部に供へ、其他雜樂の譜の如きは、高閣に束ねしめたるなり、(此革命に方り、和聲上の樂器を煩しとて排棄したるは、實に千古の遺憾にして、余の常に歎惜止む能はざる所なり)要するに此結果を収め得たる所以の者は、音樂の偉人が顯出して、其國人に適合したる新奇の音樂に融化せしめたる故のみ。

本邦の音樂夫れ此くの如きの事實を以て、今日に至りたるものなれば、是に依り歸納して斷定を下さば、今日の泰西音樂も此と同一の途を蹈んで、始めて普及すべきを豫言せざるを得ず、何となれば今日の音樂唱歌は、恰も聖德太子時代の如く、邦人が悉く好愛するに至らざるは、止むを得ざるの事なり、最も未だ年淺き事なれば、俄に在來の音樂に打勝ちて、遍く普及發達せしむる事これ望むべからず、蓋し之を能くする所以の者は、能く西洋の音樂を研究し、其奥を極め、其性を考へて本邦音樂と、競進せしむるにあるのみ、然らば、一定期間に秀吉家康の如き、海内を一統する偉人否な、音樂上の大偉人輩出して、今日の本邦樂と泰西樂とを程よく融合し、天晴れ何とも謂ひ能はざるの新音樂顯出して、第二音樂の革命始めて成らん。

樂器の種類

本邦には樂器の種類、甚た多しと雖も、俗樂器にて完全に近く發達せる者は、三絃なるへし、然れども其彈法に至ては、寧ろ風雅上品の箏は人の嗜好に適し、採用せらるべし、泰西の音樂器にて、後來盛んに行はるべき者は、第一にヴァイオリン第二に風琴なるへく、ピアノの如きは生計の度に適せざるを以て、二器と同一く弘く採用せらるゝは難かるべし、無論大革命の日には、今日日本邦に行はるゝ瑣々たる樂器は大半掃蕩せのれんのみ、されば今日に於て之を攻究し、之を討議する機關なかるへからず、幸に

音樂雜誌

あり、近比メツキリ發達したり、余輩影ながら萬歳を稱ふ、是れ蓋し四竈氏の先見と忍耐の生みし處ならん、余輩は同氏の世を看破す

るの敏なるに驚く、所謂當時書肆か音楽書の出版を以て、難物の一に置きたりしに、獨り四竈氏の出版書に至ては、少くも四五版に至らざるなしと聞く、是れ氏の慧眼ならずして何ぞ、氏の音楽界に跋渉する地位、近日朗々の音にて歓迎せられん、今述へし所は上眞行一己の愚見のみ、敢て問に答へて音楽の爲めに心底の一斑を吐露するのみ、請ふ笑察あれと、時に粹士明治廿五年十二月某日月光に導かれ、牛込矢來町廿三番地を立出たり。

奥好義(おくよしいさ) 式部職楽師兼伶人、東京府士族、旧楽人

安政五年(一八五八)九月二十日。京都塔之段毘沙門町に於て生。

明治二年(一八六九)七月二十七日百官受領被廢に付各位階を禰。但し上の禰自四位初位に至迄被廢。

同三年(一八七〇)十一月十九日自今舊官人元諸大夫侍并元中大夫等位階

総而被廢。十一月二十八日依願東上。十一月伶員申し付けられる。

同四年(一八七二)九月十二日雅樂長助權助被廢更に式部寮江合併被仰付。

同七年(一八七四)六月二十八日上等伶員申し付けられる。十二月十四日

歐洲樂傳習申し付けられる。

同八年(一八七五)三月十三日任少伶人。四月八日任權中伶人。

同十年(一八七七)十月二十八日除服出仕。十月三十一日式部寮中大伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任四等伶人。

同十一年(一八七八)八月二十九日任四等伶人。

同十四年(一八八一)二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる。オーケストラ、内外音律、和声の研究。唱歌の選曲。音楽取調掛勤務申し付けられる為手當金拾円給與。

同十五年(一八八二)九月十三日職務勉勵に付為手當金拾円給與。

同十六年(一八八三)三月十九日自今壹個月金拾五円給與。

同十七年(一八八四)九月二十日教員可相勤。十一月十四日任雅樂師。十月二十九日祖先以來連綿樂道に従事に付一家保護のため毎年八拾五円下賜。

同十八年(一八八五)六月一日東京女子師範學校御用掛兼勤申し付けられる。八月十七日職務勉勵に付為手當金拾円給與。九月七日兼東京師範學校申し付けられる。十月二十七日文部省御用掛差免。東京師範學校御用掛兼勤申し付けられる。兼音楽取調所詰申し付けられる。

同十九年(一八八六)一月二十一日東京師範學校兼勤差免。音楽教授方囑託される。兼音楽取調掛教授方囑託される。唱歌、オルガン、ピアノを担当。六月二日兼任高等師範學校助教諭。叙判任官六等。年俸金百二十円給與。

同二十年(一八八七)二月三日音楽取調掛教授方囑託を解かれる。東京高等女學校兼務を免ぜられる。月俸金拾五円給與。

同二十三年(一八九〇)三月三十一日免兼高等師範學校助教諭。兼任女子高等師範學校助教諭。叙判任官四等。月俸金拾五円給與。七月二十三日補樂師兼伶人。月俸拾五円支給。

同二十五年(一八九二)二月十九日免兼官。兼任女子高等師範學校助教諭。七月十二日兼官職務勉勵に付為慰勞金九拾円給與。十二月兼官職務勉勵に付為慰勞金百四拾五円給與。

同二十六年(一八九三)四月十四日尋常師範學校尋常中學校高等女學校音楽科教員たる事を免許される。五月三十一日職務勉勵に付為其賞金三拾六円給與。免兼女子高等師範學校助教諭。當校生徒の授業を囑託される。壹個月手當金拾八円給與。

同二十七年(一八九四)二月七日日本校附属音楽學校の教務を囑託される。

三月三十一日教務囑託為手當金五拾五円給與。

同三十四年(一九〇一)六月二十七日叙勲八等授瑞宝章。

同三十五年(一九〇二)三月三十一日授業囑託を解かれる。四月八日遠山御用掛所勞引籠中常官、周官御用掛兼務を命ぜられる。